

【提案項目】

46 介護人材確保のための処遇改善について

【提案要旨】 介護人材確保のために処遇改善を講じること

■ 提案事項

○ 介護人材の確保のために処遇改善を講じること

継続した介護サービスを提供し、将来にわたり質の高い人材を安定的に確保するためには、介護職員の更なる処遇改善が必要であることから、基本報酬の引き上げなど、賃金の確実なベースアップにつながる効果的な対策を講じること。

【提案先：厚生労働省】

現状と課題・取組状況

46 介護人材確保のための処遇改善について

【現状と取組状況】

- 介護人材不足は全国的な課題で、賃金の低さが離職の要因の一つとなっており、国においては、令和6年2月分からの給与に対し、1人当たり約6,000円の増額に対する支援をはじめ処遇改善加算など、これまで介護職員の給与アップを実施してきたが、なお、他職種との給与格差(6万8千円程度)がある状況となっている。
- 今後、生産年齢人口は減る一方、介護サービスの需要が高まることによる介護現場の人材確保は喫緊の課題である。

介護人材の賃金の状況（一般労働者、男女計）

○ 介護職員について産業計と比較すると、勤続年数が短くなっているとともに、賞与込み給与も低くなっている。

		平均年齢 (歳)	勤続年数 (年)	賞与込み給与 (万円)
産業別	産業計	42.6	10.4	36.1
職種別	医師	39.3	3.9	97.1
	看護師	39.4	7.8	40.7
	准看護師	51.0	12.0	34.5
	理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士、視能訓練士	33.5	6.2	34.2
	介護支援専門員（ケアマネジャー）	51.6	9.6	32.6
	介護職員 【(C)と(D)の加重平均】	44.3	7.4	29.3
	訪問介護従事者（C）	48.9	8.1	28.3
	介護職員（医療・福祉施設等）（D）	44.0	7.4	29.4

【出典：厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会（第223回）資料抜粋】